

厚生文教常任委員会報告事項資料

資料番号	資料名	所管課
1	芸術文化創造センター整備について	文化政策課
2	小田原市民会館会議室等の廃止について	
3	損害賠償請求事件について	経営管理課
4	小田原市教育大綱について	教育総務課
5	今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針について	教育指導課

平成28年4月15日

芸術文化創造センター整備について

1 「事業提案」に向けた意見募集の結果の概要について

(1) 意見募集について

小田原市芸術文化創造センターを整備するに当たり、民間事業者から意見を聴取して、デザインビルによる諸施設や設備の整備内容を探るとともに、整備に当たっての柔軟かつ優れたノウハウやアイデアの収集を行った。

この意見募集は、事業費は70億円（消費税は含むが、外構工事費及び備品購入費は除く。）を上限に、市民要望をできる限り反映した施設とするため、市民との意見交換などを丁寧に積み重ねて作成した「市民ホール基本計画」をベースに、大ホールに加え、特に市民の要望が大きい小ホール機能は必置として、提案を求めた。

また、老朽化が進んでいる小田原市民会館の建替えという意味合いから、できるだけ早期の事業着手、オープンを求めるとともに、芸術文化創造センターが、芸術文化創造活動の拠点であることに加えて、街なかの回遊性を高め、中心市街地の活性化に寄与する施設となることも求めて、意見募集を実施した。

(2) 実施スケジュール等

ア 対象者

芸術文化創造センター整備等を実施する意向を有する法人または法人のグループ。

イ 調査の流れ

- ・意見募集の公表【平成27年12月25日（金）】
- ・事業者からの登録受付期限【平成28年1月15日（金）】
- ・事業者からの資料提出期限【平成28年1月29日（金）】
- ・意見聴取の実施【平成28年2月1日（月）～平成28年3月4日（金）】
- ・結果の概要の公表【平成28年3月30日（水）】

(3) 結果

ア 参加事業者

3業者

：事業者別内訳

建設業 3社

* その内、1社は途中辞退。

(4) 結果概要

デザインビルによる諸施設や設備の整備内容等について、次のとおり意見があつた。

ア A社（建設業）

大ホールと小ホールをはじめ利用目的に沿った施設計画で、想定事業費内での整備が可能である。具体的には、大スタジオを取りやめ、小ホールは市民利用を想定した必要不可欠の機能やスペックに絞り、その他の諸室は部屋数を限定し利用目的に沿った機能での整備とすることを想定している。

イ B社（建設業）

ホール機能を優先させて、大スタジオと小ホールのあり方を見直し、市民利用主体の他の諸室では、これに見合ったグレードとすることで、想定事業費内で、基本計画のかなりの部分を整備する。

(5) 意見聴取の内容

ア A社（建設業）

① デザインビルドの整備手法について

- ・設計と施工を一元化することにより施工者のノウハウを反映した合理的な設計が可能となる。多くの公共事業において実施している手法である。
- ・設計段階で精度の高いコストコントロールが可能となるため、入札不調のリスクの軽減をはじめ、事業の確実性に優れる。
- ・設計と並行して建設工事の準備も出来るので、全体工程短縮の面でも有利である。

② 外観デザイン

- ・中心市街地であり小田原城近くの立地に配慮したデザインを提案できる。
- ・設計会社とのコンソーシアムも検討しており、デザイン性に配慮する。

③ ホールとしての質

- ・事業費の上限があるので、ホール部分とそれ以外にメリハリを付けた整理が必要である。
- ・中でも、ホール部分には相応の質が求められるかと思うが、これは実現するつもりである。
- ・そのために、特に配慮して欲しいという点を明確にした要求水準としていただき、プライオリティーを明確にしていただければと考えている。

④ 諸施設や設備の整備が可能な内容

- ・想定事業費内で基本計画すべての諸室を整備することは難しい。
- ・よって、ダウンサイジングしていくという方法が考えられる。
- ・まずは、舞台機構を有する大スタジオが事業費の面で負担であるので、これを取りやめる。
- ・そして、小ホールの客席をロールバックとして、大スタジオの機能と兼用とすることを提案したい。
- ・また、小ホールが大ホールの縮小版であることも、事業費増加の要因であると考えている。
- ・そこで、小ホールは、市民利用を想定した必要不可欠の機能やスペックに絞って整備をさせていただきたい。
- ・その他の諸室は、部屋数を限定し利用目的に沿った機能での整備とする。
- ・このような点でご協力いただけるのであれば、大ホールと小ホールをはじめ利用目的に沿った施設計画で、想定事業費内の整備が可能であると当社は考えている。

⑤ 市民意見の反映

- ・設計時に利用者との意見交換の期間を設ける予定であるため、市民利用が中心の施設においては、デザインビルドでの整備手法は有効である。
- ・その期間で、反映できる市民意見は取り入れていく。

⑥ その他

- ・インフレスライド条項の適用は必要である。
- ・当社は、多数のホールの施工実績があり、その中には、有名なホールや事業提案で整備したものもあり、これらは、デザインやホールとしての質について、評価をいただいている。
- ・したがって、当社が小田原市芸術文化創造センターを整備する際には、デザインやホールとしての質について、心配はしていない。
- ・事業者選定の際には、積極的に参加する方針である。

イ B社（建設業）

- ① デザインビルドの整備手法について
 - ・実勢でのコストを把握しながら設計を行うので、コストコントロールが可能であるため、官庁施設では主流になりつつある。
 - ・さらに、資材の先行発注、作業員の事前の確保など設計段階から建設工事の準備が出来る。合わせて、施工者決定期間の短縮が期待できる。
- ② 外観デザイン
 - ・限られたコストの中で、小田原の風土文化を念頭にデザインする。
 - ・小田原の街並みを念頭にデザインする。
 - ・設計段階のステップ毎に設計内容の概要を市民に提示することは可能。
- ③ ホールとしての質
 - ・当社が事業者と決定したら、当社の施工実績からも、デザインビルドならば、限られた市の予算の中で、標準的なホールは整備出来る。
 - ・ホール機能と市民利用主体の他の諸室では、グレードに差をつけるべきと考える。
- ④ 諸施設や設備の整備が可能な内容
 - ・ホール機能を優先させて、大スタジオと小ホールのあり方を見直し、市民利用主体の他の諸室は、これに見合ったグレードとすることで、想定事業費内で、基本計画のかなりの部分を整備する。
- ⑤ 市民意見の反映
 - ・当社のプランは、今ある実施設計をベースにすることを前提としたい。
 - ・設計を進める過程で、今ある実施設計からの変更点は市と協働で市民説明を行うこととしたい。
- ⑥ その他
 - ・事業中の建設費の高騰は、大きな懸念材料であるので、インフレスライドの適切な対応を求めたい。
 - ・当社は、数多くのホールを施工し、日本を代表するホールやデザインビルドで施工したホールもある。
 - ・当社が施工したホールは、評価を得ているものと認識している。
 - ・要求水準は定量的に示せるものは、なるべく数値で示していただきたい。
 - ・要求水準には、参考図がある方が望ましい。
 - ・事業者選定の際には、社で協議の上、前向きに参加する方針である。

2 アドバイザーの名称変更について

実施設計完了後から、「開館準備アドバイザー」として、専門家から助言をいただいたが、平成28年度からは、名称を「整備推進アドバイザー」に変更して、引き続き整備に向けて、専門家から助言をいただくこととする。

小田原市民会館会議室等の廃止について

平成 27 年 6 月 25 日条例第 30 号小田原市民会館条例の一部を改正する条例の施行(平成 28 年 7 月 1 日施行)に伴い、市民会館本館 3 階の小ホール並びに会議室及び配膳室を除く、5 階、6 階の会議室、多目的室及び配膳室を廃止する。

1 会議室等の廃止日

平成 28 年 7 月 1 日

2 廃止する会議室等

会議室	5 階	第 1 会議室、第 2 会議室、第 3 会議室、第 5 会議室
	6 階	第 6 会議室、第 7 会議室
その他の施設	5 階	第 1 配膳室、第 2 配膳室、第 3 配膳室、第 5 配膳室
	6 階	多目的室、第 6 配膳室、第 7 配膳室

3 廃止に伴う措置

- 5 階、6 階を閉鎖するため、4 階の上り階段口に進入防止用の間仕切り等を設置する。
ただし、市民会館は津波一時避難施設（津波避難ビル）に指定されているため、間仕切り等は避難時に支障がないように配慮する。

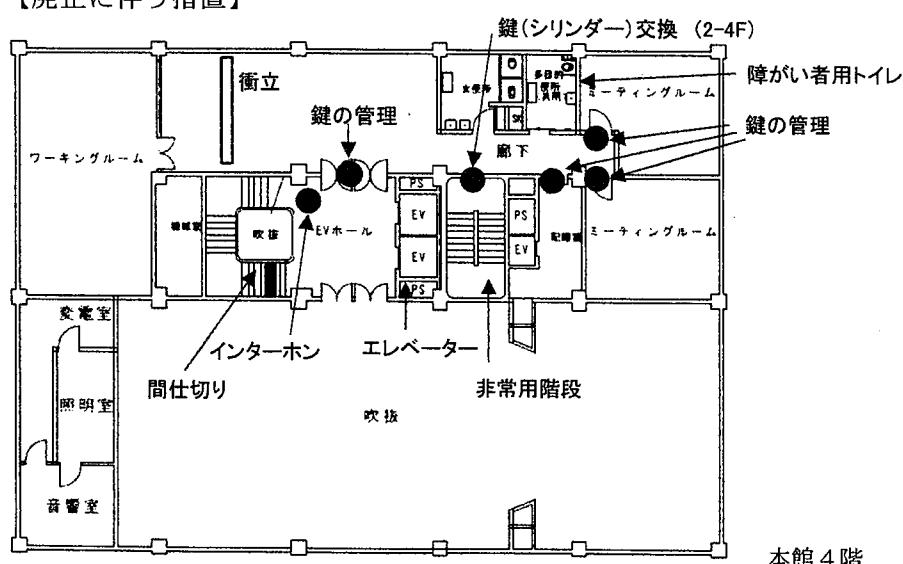
4 市民等への周知

- 会議室等の廃止については、広報小田原、市ホームページ、市民会館窓口等で引き続き周知を行う。
- 廃止に伴う措置（間仕切り等の設置）については、市民会館周辺の住民を対象に回覧、周知する。

5 その他

- 平成 28 年 7 月 1 日に 2 階食堂からだるま料理店が撤退。撤退後は、新たな事業者を公募予定。
- 4 階旧・市民活動サポートセンター前にインターホンを設置し、障がい者用トイレの利用を継続。

【廃止に伴う措置】



損害賠償請求事件について

1 訴状の概要について

事 案：脳神経外科入院患者の死亡に係る訴訟（市外男性 62歳死亡時）

原 告：患者の妻ほか2名（市外在住）

被 告：小田原市

請求の概要：**損害賠償金 52,874,888円、支払済までの利息（年5%）**

及び訴訟費用の負担

請求の根拠：民法第715条に基づく不法行為責任

2 これまでの経過概要

年 月 日	内 容
平成21年 4月 7日	<ul style="list-style-type: none"> ・60歳代男性（以下「患者」と記載）が腰痛及び歩行障害を訴え、救急車で搬送された。
4月 8日	<ul style="list-style-type: none"> ・腰椎レントゲンにより腰椎すべり症を、頭部CT検査により右前頭葉に小梗塞巣を認めるが、歩行可能のために一旦帰宅した。
4月 9日	<ul style="list-style-type: none"> ・整形外科を外来受診し、精密検査のために入院した。
4月 10日	<ul style="list-style-type: none"> ・脳梗塞等の疑いにより頭部MRI検査を実施。急性脳梗塞と診断され、脳神経外科に転科し保存的治療を開始。 ・頭部MRA検査で右内頸動脈頸部での閉塞疑いの所見。今後の治療方針決定のため、脳血管撮影の実施を決定。
4月 13日	<ul style="list-style-type: none"> ・頭部CT検査で右大脳半球に低吸収域を認めた。
4月 17日	<ul style="list-style-type: none"> ・脳血流シンチ検査で右大脳半球全体での血流低下を認めた。
4月 20日	<ul style="list-style-type: none"> ・脳血管撮影検査実施。終了後、意識が戻らず。 ・頭部CT検査を実施するも検査前と変化を認めず。
4月 21日	<ul style="list-style-type: none"> ・頭部MRI検査を施行し、新たな脳梗塞を認めた。
4月 28日	<ul style="list-style-type: none"> ・意識が戻らないまま、患者死亡
5月 28日	<ul style="list-style-type: none"> ・家族からの請求によりカルテ開示
平成23年 3月 31日	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の妻ほか2名が小田原市を被告とする損害賠償請求を横浜地方裁判所に提訴。主たる争点は、脳血管撮影検査の実施及び同検査時の血圧管理に関する過失の有無、並びに同検査終了後の検査義務違反の有無であった。
6月 10日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回口頭弁論（横浜地方裁判所小田原支部）
8月 5日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回口頭弁論（ 同 ）
9月 30日	<ul style="list-style-type: none"> ・弁論準備期日（ 同 ）
11月 25日	<ul style="list-style-type: none"> ・弁論準備期日（ 同 ）
平成24年 2月 24日	<ul style="list-style-type: none"> ・弁論準備期日（ 同 ） 6回
11月 22日	

平成25年 1月24日	・弁論準備期日 (同) 3回
5月10日	・第3回口頭弁論 (同)
7月12日	・弁論準備期日 (同) 4回
9月 6日	・弁論準備期日 (同)
12月13日	専門委員の出席のもと 鑑定事項案の整理と鑑定人の候補者を選択した。
平成26年 1月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・鑑定人として3人の医師（脳神経外科）を選任した。 ・1人目の医師から鑑定書が提出された。 ・2人目の医師から鑑定書が提出された。 ・3人目の医師から鑑定書が提出された。 (鑑定人3人の鑑定書が揃った) <p>⇒ 鑑定の結果、脳血管撮影検査の実施及び同検査時の血圧管理、並びに同検査終了後の検査義務違反の有無等について、「当院の医療行為が適切であったないし「不適切とは言えない」との意見が示された。</p>
4月23日	・弁論準備期日 (横浜地方裁判所小田原支部) 裁判長から「当事者双方ともにこれ以上の主張、立証がない」ことを確認され、「双方ともに主張、立証がない」ことを回答した。
6月 6日	・第4回口頭弁論 (横浜地方裁判所小田原支部) 本件は結審された。 ここで裁判長から和解の勧告があった。
7月23日	・和解期日 (横浜地方裁判所小田原支部)
平成27年 7月 6日	・和解期日 (同) 裁判長からの和解勧告に対し、原告らが和解に応じる気持ちはない旨を回答した。
9月 4日	・判決言渡し期日 (横浜地方裁判所小田原支部) 原告らの請求を棄却する旨の判決が言い渡された。
10月16日	
11月 6日	
12月 4日	
平成28年 3月25日	

【参考】

本訴訟は、結審までに口頭弁論が4回と、争点と証拠の整理手続である弁論準備手続きが17回行われた。

小田原市教育大綱について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成27年4月1日）により、すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置し、市長と教育委員会とで協議し、教育大綱を策定することとなりました。

小田原市教育大綱は、本市の教育、学術、文化について、その目標や施策の根本となる方針を定めたものであり、「小田原市学校教育振興基本計画」（平成25年3月）や将来的な教育行政の動向、小田原の地域特性などを踏まえ、市長と教育委員会とで協議を重ね、市長が策定したものです。

1. 基本目標

○一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばすひとづくり

それぞれが持って生まれた命を尊重し、その資質を伸ばし、輝かしく花開き、実を付けるためのひとづくりを目指します。

○地域ぐるみで取り組む教育環境づくり

教育は未来を拓きます。豊かで輝かしい未来をつくるため、多くの市民が社会の構成員として責任を持って教育に関わることができる環境をつくります。

○多様性を認め、活かしていく教育のまちづくり

ひとや地域が持つ多様性を認め、伸ばし、活かしていくことが大切です。

豊かな歴史・文化・自然に恵まれた小田原の資源を教育に活かし、小田原の地ならではの教育スタイルを確立します。

2. 重点方針

【学ぶ力】【豊かな心】【健やかな体】【生活力】【家庭教育】【就学前教育】

【コミュニティ・スクール】【学校教育】【教育施設環境】

3. おだわらっ子の約束

本市では、子どもたちに守ってもらいたいルールや身につけてほしいことなどを公募し、平成19年1月に「おだわらっ子の約束」として、10の約束にまとめました。家庭教育の重要性を見直すため、普及啓発を進めます。

4. 地域とともにある学校（コミュニティ・スクール）

本市では、平成27年度から、学校と保護者や地域の皆さんとがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させるため、学校運営協議会を組織し、一体に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進めるコミュニティ・スクールを推進します。

5. 対象期間

平成28年度から平成31年度までの4年間

今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針

平成 28 年 3 月

小田原市教育委員会

〈目 次〉

1 はじめに -----	1
2 公立幼稚園の現状 -----	1
(1) 園児数の推移	
(2) 施設の状況	
(3) コスト計算 (6園合計)	
3 公立幼稚園の課題 -----	2
(1) 園児数の減少	
(2) 幼児教育の充実	
(3) 教育・保育機能の充実	
(4) 施設・設備の改善	
(5) 小学校との連携強化	
(6) 指導・支援体制の充実	
(7) 私立幼稚園との連携の推進	
4 公立幼稚園が果たすべき役割 -----	3
(1) 幼児教育の充実に向けた研究・実践	
(2) 幼保小連携の推進	
(3) 特別支援教育の充実	
(4) 教育・保育機能の充実	
(5) 地域の子育て支援の充実	
5 公立幼稚園が果たすべき役割の具現化に向けて -----	4
(1) 公立幼稚園と私立幼稚園の役割分担	
(2) 再編による適正配置	
(3) 研究機能・保育機能の強化及び特別支援教育の充実	
6 検討・実施のスケジュール -----	5

1 はじめに

小田原市の幼児教育は、私立幼稚園主導で取り組まれ、公立幼稚園は、幼児人口が急増した昭和40年代から50年代にかけて整備され、私立幼稚園の補完的な役割を担ってきた歴史があります。

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることとなり、本市教育委員会では「公立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行について」の方針を定め、本市の公立幼稚園6園を、平成27年度から現行の幼稚園のまま新制度の対象施設に移行とともに、今後の公立幼稚園のあり方について検討を進めることとしました。

この基本方針は、公立幼稚園が果たすべき役割や、それらの具現化に向け取り組む施策など、今後の公立幼稚園のあり方として実現すべき基本的な方向性を定めたものです。

2 公立幼稚園の現状

(1) 園児数の推移

各園ともに定員割れが続いている状況です。矢作幼稚園や報徳幼稚園など就園率の高い園がある一方で、特に、下中幼稚園、前羽幼稚園については就園率の低さが顕著です（表1）。

また、市内の私立幼稚園も一部の園を除き定員に満たない状況にあるほか、小田原市の3～5歳児人口も減少傾向にあります（参考）。

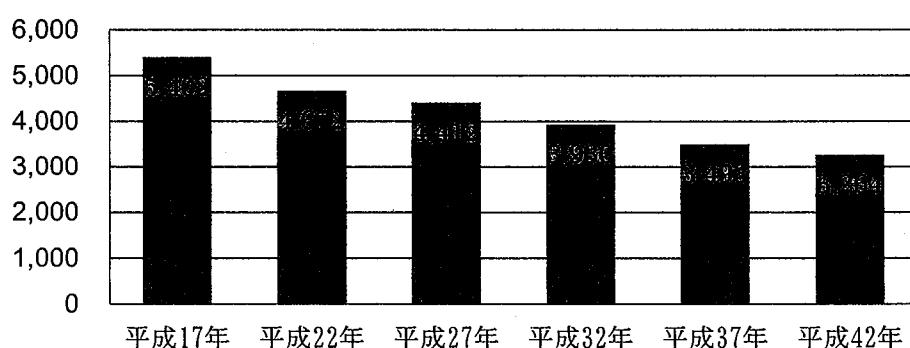
（表1）過去3年間の公立幼稚園の定員数及び園児数・就園率 （各年5月1日現在）

園名	定員	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		園児数	就園率	園児数	就園率	園児数	就園率
酒匂	210	114	54.3%	115	54.8%	104	49.5%
東富水	140	111	79.3%	99	70.7%	94	67.1%
前羽	70	28	40.0%	27	38.6%	21	30.0%
下中	140	52	37.1%	48	34.3%	43	30.7%
矢作	140	138	98.6%	126	90.0%	116	82.3%
報徳	70	54	77.1%	65	92.9%	65	92.9%
計	770	497	64.5%	480	62.3%	443	57.5%

（参考）

人口（人）

小田原市の3～5歳児人口の推移



（出典）国立社会保障・人口問題研究所資料

(2) 施設の状況

幼稚園施設は、昭和50年前後に建築され、築30年以上が経過しています（表2）。

（表2）公立幼稚園施設一覧

施設名称	竣工年月	構造・階数
酒匂幼稚園	昭和48年2月	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上2階
東富水幼稚園	昭和46年3月	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上2階
前羽幼稚園	昭和47年3月	鉄骨造及び木造 地上2階
下中幼稚園	昭和53年3月	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上2階
矢作幼稚園	昭和49年3月	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上2階
報徳幼稚園	昭和53年5月	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上2階

(3) コスト計算（6園合計）

施設の維持管理費と人件費などを主とした事業運営経費の合計歳出から、保育料や入園料による歳入を差し引いた6園合計のコストは、年間約2億3千万円程度、園児1人あたりでは約62万円程度かかっています（表3）。

（表3）施設白書によるコスト計算（平成23年～25年度）

	年度平均 (千円／年)	市民1人当たり (円／年)	園児1人当たり (円／年)
歳出（A）	282,401	240	720,417
維持管理費	20,518	17	51,431
事業運営経費	261,883	222	668,986
歳入（B）	50,851	43	104,906
歳出-歳入（A-B）	231,550	196	615,510

※公立幼稚園の新制度移行に伴い、平成28年度以降の保育料収入の増が見込まれます。

3 公立幼稚園の課題

(1) 園児数の減少

少子化に伴う幼児人口の減少や共働き世帯の増加とともに、新制度の保育料体系への移行により幼稚園の公民格差がなくなる（公立幼稚園にとって保育料がアップする）ことなどから、今後も園児数の減少が続くことが予想されます。

園児数の減少は、単学級の増加や1クラスあたりの園児数の減少に繋がり、幼児教育に必要な社会性や集団性が育ちにくくなるほか、園行事などにも支障が出ることが懸念されます。

(2) 幼児教育の充実

幼児教育は、学校教育の土台を作ること、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことであり、こうした幼児教育の重要性を踏まえ、公立幼稚園では、「遊び」を通して「学び」を体験する総合的な指導として、幼児の興味の広がりや気付きなどの学びの基礎となる力、生活習慣や規範意識、基礎的な体力が培われるよう、様々な支援を行っています。

今後は、これまで以上に質の高い幼児教育の提供が求められることから、これまでの取組を基本としながらも、幼児教育の質の向上に向け、研修等の実施により幼稚園教諭の資質や保育技術の一層の向上を図るとともに、幼児教育の内容の充実や課題の改善に向けた研究活動を行い、その成果を日ごろの保育に生かすなど、これまで以上に幼児一人一人の成長や発達に応じたきめ細かな指導を行っていく必要があります。

(3) 教育・保育機能の充実

3歳児保育の導入や延長保育の拡充、夏季保育の実施など、教育・保育機能の充実が求められています。

(4) 施設・設備の改善

園舎の耐震化工事は実施しているものの、施設や設備の老朽化が懸念されます。園児の安全確保や良好な教育環境を提供するために施設や設備の改修等を行う必要があります。

(5) 小学校との連携強化

現在、各園では隣接する小学校と各種行事等を通じた交流を行っていますが、小1プロブレムの解消に向け、隣接する小学校との連携をより一層密にして、幼児と学齢児童、教員間の交流を積極的に行い、共通理解や情報の共有化を進めるなど、小学校への円滑な接続を図っていく必要があります。

(6) 指導・支援体制の充実

課題にもあげた幼児教育の充実や小学校との連携強化の実施はもとより、年々増加傾向にある様々な支援を必要とする幼児への適切な対応のため、指導・支援体制の充実を図っていく必要があります。

しかしながら、正規職員の削減に伴い、職員1人当たりの園務負担も多くなっており、市の財政状況も厳しく職員の増員は難しい状況です。

(7) 私立幼稚園との連携の推進

園児数の減少は公立幼稚園に限らず私立幼稚園においても避けられないことであり、幼稚園を適正規模で維持することは公私ともに困難になってくることが考えられます。

本市の幼児教育全体の質の向上に向けては、本市の幼児教育が私立幼稚園主導で取り組まれてきた歴史的な背景を踏まえ、私立幼稚園との連携を推進していく必要があります。

4 公立幼稚園が果たすべき役割

本市の幼児教育は、私立幼稚園主導で取り組まれ、公立幼稚園は私立幼稚園の補完的な役割を担ってきましたが、「子ども・子育て支援新制度」スタート後も、引き続き私立幼稚園がそれぞれの園の教育理念に基づいた特色ある教育を実践しながら、本市の幼児教育を担っていくことが期待されます。

公立幼稚園としては、3の「公立幼稚園の課題」や、幼児期の教育・保育の総合的な提供の推進といった新制度の趣旨などを踏まえ、私立幼稚園とも連携を図りながら、公立幼稚園として幼児教育に一定の役割を果たしていく必要があります。そして、公立幼稚園が果たすべき役割としては、主に次の5点があげられます。

(1) 幼児教育の充実に向けた研究・実践

公立幼稚園が取り組んできた、幼児教育の内容の充実や課題の改善に向けた研究の成果を活かすとともに、新制度における質の高い幼児教育の実現に向けた研究と実践を行い、その成果を私立幼稚園や保育所と共有していきます。

(2) 幼保小連携の推進

幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るための幼保小連携モデル園として、幼保小連携の研究と実践を行い、その成果を私立幼稚園や保育所と共有していきます。

(3) 特別支援教育の充実

様々な支援を必要とする幼児は増加の傾向にあります。このような幼児に対して適切な支援を行うため、公立幼稚園が主体となり、関係機関等と連携し、特別支援教育の充実を図っていきます。

(4) 教育・保育機能の充実

3歳児保育の導入や延長保育の拡充、夏季保育の実施など、教育・保育機能の充実に取り組むことで子育て家庭を支援していきます。

(5) 地域の子育て支援の充実

園庭等の施設を開放し、保護者同士のコミュニケーションの場として提供するほか、地域の人々とも連携しながら子育てに関する相談を受けたり情報提供を行うなど、未就園児を含めた保護者の家庭教育を支援します。

また、これまで培った地域の人々との交流や連携を更に進め、幼児の健やかな育成と園活動の充実を図っていきます。

5 公立幼稚園が果たすべき役割の具現化に向けて

3の「公立幼稚園の課題」を踏まえたうえで、4の「公立幼稚園が果たすべき役割」を具現化するためには、一定規模の学級数や学級定員を確保し、職員も集約することにより公立幼稚園を適正規模で維持する必要があります。

しかしながら、園児数の減少が続くことが予想される中で、現状のまま公立幼稚園を適正規模で維持することは困難になってくることから、私立幼稚園への積極的な役割の委譲や私立幼稚園とのバランスに配慮した公立幼稚園の再編と適正配置を進めていく必要があります。

そこで、次に示す事項について検討・調整するとともに、おだわらTRYプラン後期基本計画・実施計画へ位置付け、施策を実施していくことが必要と考えます。

(1) 公立幼稚園と私立幼稚園の役割分担

公立幼稚園と私立幼稚園がお互いの役割や機能について共通理解し、本市の幼児教育全体の質の向上が図られるよう、公立・私立の役割分担や連携体制等について検討・調整します。

(2) 再編による適正配置

- ・適正規模確保の前提条件として、幼稚園における望ましい集団教育の観点から、1学年の学級数は、複数学級を基本とします。また、学級定員は、20人から30人程度を基準とします。

- ・園児数の推移を見ながら1園当たりの適切な園児数から、再編の規模を検討します。
- ・私立幼稚園とのバランスに配慮した適正配置を検討します。
- ・再編の検討にあたり、幼保小連携モデル園（小学校内へ幼稚園を併設した幼小一体型の幼稚園）の整備についても検討します。

（3）研究機能・保育機能の強化及び特別支援教育の充実

- ・再編を視野に入れ、研究機能や保育機能の強化、及び特別支援教育の充実に向けた具体的な推進方策を検討します。

6 検討・実施のスケジュール

平成28年度 • 公立幼稚園が果たすべき役割の具現化に向けた検討
 • おだわらTRYプラン後期基本計画・実施計画へ位置付け

平成29年度 • 再編の実施
 • 研究機能・保育機能の強化策及び特別支援教育の充実策の実施

平成34年度

